

ば、なほ封誤ふうごたず、開き見ればただし錢四貫のみ無し。爰こゝに六宗ろくしゆの学頭がくづつの僧等そうどう集あつまり怪あやびて、女をんな人を問とひて曰いはく「汝なほ何なに行なをかする」といふ。答こたへて曰いはく「する所無し。ただし貧窮まつしきに依よりて、命いのちを存たもつに便たより無く、婦よめ無く、怙たむごころ無し。故ゆゑに我われれ是こゝの寺てらの釈迦しやくぢやう丈六ちやくろく仏ぶつに花はなと香かうと燈とうとを献たてまつりて福ふくの分わけを願ねがふのみ」といふ。衆もろの僧そう聞ききて商あひか量りて言いはく「是こゝれ仏ぶつの賜たまへる錢ぜになり。故ゆゑに我われれ藏くらめず」といふ。返かへりて女をんな人に賜たまふ。女をんな錢ぜに四貫しよくわんを得えて増ま上じやう縁えんとし、大おほに富とみみ財たから鏡かがみにして身みを保たもち命いのちを存たもつ。諒まことに知しる、釈迦しやくぢやう丈六ちやくろくの不思議ふしぎの力ちからと女をんな人の至し信しんとを。奇あやしき表しるしの事ことなり。

行基大徳天眼を放ち女人の頭に猪の油を塗れるを視て
呵嘖あやむ縁えん 第二十九

故京こけいの元興げんこう寺てらの村むらに、法ほふ会かいを敝か備びけ、行基大徳ぎやうきだいてくを請むかへ奉たてまつりて七日ななか法ほふを説せかしむ。是こゝに道俗だうじやくみな集あつりて法ほふを聞きく。聴きく衆もろの中に、一ひとの女をんな人ひと有あり。髪かみに猪あひの油あぶらを塗ぬり、中なかに居あて法ほふを聞きく。大徳だいてく見みて嘖あやみて言いはく「我われれはなほだ臭くさきかな。彼その頭かぶに血ちを蒙かれり。女をんなを遠とほく引ひき棄すてよ」とのたまふ。女をんな大おほに恥はぢて出いで罷まがる。

凡夫ぼんぷの肉眼にくげんには是こゝれ油あぶらの色いろなり。聖人せいじんの明眼めいがんには見うつしは血ちを視みる。日本にっぽん国くににして是こゝれ化身こゝんの聖せいなり。身みを隠かくせる聖せいなり。

行基大徳子を携ける女人を過去こくわの怨あだと視て淵ふちに投なげてし
め異あやしき表しるしを示しす縁えん 第三十

行基大徳ぎやうきだいてく、難波なんぱの江えを堀開ほりひらかして船津ふねつを造つくり、法ほふを説せき人ひとを化をへたまふ。道俗貴賤だうじやくきせん集あつまりて法ほふを聞きく。爾そのの時に河内国かふちのくに若江郡わかのこほり若川わかがは派里はまのさとに、一ひとの女をんな人ひと有あり。子こを携たげて参まゐり行き、法ほふ会かいにして法ほふを聞きく。其そのの子こ哭なき謹せめて法ほふを聞きかしめず。其そのの児年こねん十じゆ余よ歳さいに至いたりて其そのの脚あし歩あり。哭なき謹せめて乳ちを飲のみみ、物ものを噉くふこと問と無し。大徳だいてく告つげて曰いはく「咄や、彼その嬢おんな人ひと、其そのの汝なむちが子こを持もち出いでて淵ふちに捨すてよ」とのたまふ。衆もろ人ひと聞ききて、当頭とうづめきて曰いはく「慈あはれ、有ある聖人せいじん、何なにの因縁いんえんを以もちてか是こゝの告つげ有ある」といふ。嬢おんな子こを慈あはれぶるに依よりて、棄すてずしてなほ抱かかき、持もちて法ほふを説せきたまふを聞きく。明日あしたにまた来きたる。子こを携たげて法ほふを聞きく。子こなほ露かまひしく哭なき、聴きく衆もろ人ひと。羸もろに障さへられて法ほふを聞きくこと得えず。大徳だいてく嘖あやめて言いはく「其そのの子こを淵ふちに投なげてよ」とのたまふ。爾そのの母怪おほぶれども思おもひ忍しのぶること得えず。

器である可能性もある。元未詳。三国仏法伝通縁起・上には、大安寺真言院の傍に涅槃宗を弘め、「常修多羅宗」と号したとある(友証)。「常修多羅宗」は、弘福寺にも存した(田村園澄)。
三 大安寺の常修多羅宗。
三 閩爾雅注云、閩へ音域、門限也、兼名苑云、閩一名閩善本反、之岐美、俗云度之岐美(二和名抄)。門の内外を区分する横木。「しきみ」がしきみの語源(箋注倭名類聚抄)。銭の置かれる場所が門橋(二庭中)、「閩前」、と、しだいに女人に近づいてきている。
三 阿梨跋鞞の成実論・鳩摩羅什訳を所依として研究する学衆が成実宗(成実宗と呼べた)。大安寺元興寺、東大寺にも存した(田村園澄)。大安寺伽藍縁起并流記資財帳には費用が計上されている(別三論衆錢三百八十八貫五百六十四文)をこれに擬するのは松浦貞俊の説。最初に大修多羅供銭、次に常修多羅供銭、最後に成実論宗分銭、と展開するが、その意味するところは不明。
三 大安寺の成実論宗。

一 諸経論を研究する学衆が(二宗)として各寺に存した。大安寺にも、俱舍宗、三論宗、成実宗、法相宗、華嚴宗、律宗、の六宗が存したのであろう。ただし、大安寺伽藍縁起并流記資財帳には、三論衆、律衆、撰論衆、別三論衆、修多羅衆がみえ、本書によつて、修多羅宗、大修多羅宗、常修多羅宗、成実論宗の存在を知ることが出来る。二宗(研究者集団)の長。たとえば東大寺では大学頭、小学頭、などい役があった。三 寺に納めず逆に。四 ある結果をもたらすたすけとなる縁。銭四貫を原資として富を増大させた。このようなばあい「増上縁」の語を用いるのは、仏典語の転用といえよう。

第二十九縁 三宝絵・法三に引用。今昔物語集十七ノ三十六に書承。

五 天眼通。もの現在のかたちを見る能力。表面化されていないものをも見とおす力。仏菩薩のもつ力のひとつ。行基を菩薩としてとらえている。「故」と表現されるのはめずらしい。六 行基の登場する説話で、女人が重要な役割をはたしているのは、本説話以外に中巻三縁、八縁、十二縁、三十縁、七鏡膏。髪に塗る油脂のひとつ。延喜式・典義寮にみえる猪膏もこれか。沢(みづ)を用いて髪に塗つたのであろう。へ奈良県高市郡明日香村大字飛鳥あたり。元興寺は本元興寺。上巻十一縁。九 血を被つて塗っていることをいう。一〇 上巻四縁。二 大方広仏華嚴経・離世間品に、菩薩の有する十種眼のひとつとして明眼がみえる。二 身を化してあらわれた仏菩薩。二 上巻四縁。

第三十縁 あやしき表(二)の説話。今昔物語集十七ノ三十七に書承。

一 行基の登場する説話で、女人が重要な役割をはたしているものは、本説話以外に中巻二縁、八縁、十二縁、二十九縁。
二 過去世における怨敵。行基にはこのようなことを知る(原文「視」能力があった、と考えられているのである。この力は宿命通(じゆんつう)とよばれ、仏菩薩のもつ力のひとつとされた。行基を菩薩としてとらえている。一六 上巻七縁。三 東大阪市。この女人は船で川を下つて難波の船津の地へ向つたか(和田荃)。一八「この表記を「子」に」と変化させている。本説話では多くのばあい「子」であり、二箇所のみが「児」。

ず、深き淵に擲つ。兒また水の上に浮出でて足を踏み手を攢み目を大きく瞻睚りて、慷慨みて曰はく「惻きかな。今年徴り食はむをや」といふ。母怪びてまた会に入り法を聞く。大徳問ひて言はく「子を擲捨てたりや」とのたまふ。時に母答へて具に上の事を陳ぶ。大徳告げて言はく「汝昔先の世に、彼の物を負ひて償ひ納めざりしが故に、今子の形と成りて償を徴りて食ふ。是れ昔の物主なり」とのたまふ。嗚呼、恥しきかな。他の償を償はずよりは、むしろ死なむや。後の世にかならず彼の報有らむのみ。所以に出曜経に云はく「他に一銭の塩の償を負ふが故に、牛に墮ち塩を負ひ駆はれて、主の力を償ふ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

塔を建てむとして願を發す時に生める女子舍利を捲りて産る縁 第三十一

丹生直弟上は、遠江国磐田郡の人なり。弟上塔を作てむとして願を發し、いまだ其の塔を造らざして淹しき年を歴、なほ願を果さむことを睽、毎に懷を軫ましむ。聖武天皇の御世に、弟上は年七十歳妻は年六十二歳にして懷妊み

て女を生む。左方の手を捲りて産生る。父母怪びて、捲れる手を開けば、いよいよますます固く捲りてなほ故に舒べず。父母愁へて曰はく「嫗時にあらずして産みたれば子の根具らず。斯れ大なる恥とす。因縁を以ちての故に汝我が子を生む」といふ。すなはち嫌棄はずして慈ひ哺育む。やうやく長大るに隨ひて、面容端正し。年七歳に至りて手を開きて母に示して曰はく「是の物を見よ」といふ。因りて掌を瞻れば舍利二粒有り。歡喜び異奇びて諸人に告知らす。諸人衆喜び、国司に展転ふ。郡郷ごとく喜び、知識を引率て七重の塔を建て、彼の舍利を安きて供養し了りぬ。今磐田郡の部内に建立つ磐田寺の塔是れなり。塔を立てて後に、其の子忽に死ぬ。闍に知る、願はば得ずといふこと無し、願はば果さずといふこと無し、といふは、其れ斯れを謂ふなり。

寺の息利の酒を貸用て償はずして死にて牛と作り役はれ債を償ふ縁 第三十二

聖武天皇の世に、紀伊国名草郡三上村の人、葉王寺の為に知識を率引、葉

一 发育の遅れがみられる。脚で歩くことができない子を淵に捨てるイメージは、書記・神代の蛭児(も)のイメージに共通するものがある。
 二 主人公の呼称および表記を「女人」「嬪人」「嬪二爾母」と変化させている。
 三 「す」二「なげすつ」の表記を「捨」「棄」「投」「擲」「擲捨」と変化させている。
 四 上巻三十四縁。三「うだく」の表記を「携」「抱」「携」と変化させている。
 五 三と三年間とりたてて食おう、としていたのに。乳の価格(上巻二十三縁には「乳直とあつた)を想定しているような表現。
 六 他人に負った債務を返済しないならば、どうして死んだりしようか。返済しないかぎりけつして死んだりしない。五 負債を返済せずに死んだならば、未来世にかならずその報がある。
 七 出曜経・無常品の説話にもとづく。諸経要集・扶交部・債負縁所引の文の取意か。

第三十一縁 今昔物語集・十二ノ二に書承。

七 舍利が納められているのが塔(摩訶僧祇律・三十三縁)。「塔は取三世仏舍利之宝蔵也」(下巻三十三縁)。「へ身骨。ふつらは仏の遺骨をいう。」「公非血肉身、云何有舍利、方便留身骨、為益諸衆生」(金光明最勝王經・序品)。九 未詳。本説話以外に所伝をみない。「二 簡岡県磐田市、磐田郡あたり。一 塔を建てる意の表現を「造」「建」「建立」「立」と変化させている。「三 時期はずれに。高齢での出産をいう。「四 肉体の能力および器官。「五 因縁があったので、あなたはおこの子を生んだ。この子をあなたと私との子として育てなければならぬ因縁がある。

前生での因縁を想定しての叙述であるが、前生での因縁の具体相は述べられない。一五 次から次へと伝えられていく様子をあらわす語。

三十一上巻三十五縁。

七 天平十九年(西暦七十二月十四日)に、伽藍の院内に限り百姓の造塔を許す、という勅(統紀)がみえる。この勅にいう「塔が元正太上天皇の不予にかかわつてのものであれは本説話との関係は稀薄だが、元正太上天皇の不予にかかわつてのものでないならば、本説話に關係するところは大きい。聖武天皇は天平勝宝元年(西暦七二〇年)に退位。したがって、「聖武天皇御世」に造塔が許された時期はかなり限定される。また、「七重」の塔は諸国の国分寺の塔と同じ形である。国分寺には七重の塔が建てられたことは、統紀・天平十三年三月二十四日条、十九年十一月七日条、類聚三代格・三、などにみえる。遠江国の国分寺は本説話にみえる磐田郡に所在したのだが、磐田郡に七重の塔が二基そびえたつたのか、本説話が遠江国の国分寺の塔の縁起説話なのか、あきらかではない。八 未詳。
 九 より高い地位の存在への転生を暗示する。過去世から未来世へとつづく得脱の道程の一段階として、現在世がある。一〇 原文「願無し不得」。大智度論三十一「無願不得」(原口裕)。

第三十二縁 今昔物語集・二十ノ二十二に書承。

三 前田家本下巻二十六縁訓釈「息利(伊良之毛乃那里)。「息利」は、利息、利息を生むこと。「息利酒」は、利息を生む酒、の意。「ちらす」は、貸し与える意。「いらしもの酒は、貸し与える酒。三 借りの。

三 和歌山県海南市あたり。三 和歌山市葉勝